

# 別 紙

# 報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月22日、職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の特別給の支給月数を引き下げることが内容をとする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

## 1 月例給に関する職員給与と民間給与の実態

### (1) 職員給与の状況

本委員会は、「職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等について調査を行った。知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年3月奈良県条例第42号。以下「特例条例」という。）による管理職に対する減額措置がないものとした場合、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（3,441人、平均年齢42.2歳）の平均給与月額は370,758円となっている。

（職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月22日）別紙第1 報告1（1）参照）

### (2) 民間給与の状況

#### ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所102事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,170人及び研究員、教員等32職種427人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

#### イ 初任給の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間事業所における初任給の状況について、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で32.8%（昨年27.6%）、高校卒で18.9%（同18.4%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で43.0%（昨年33.3%）、高校卒で45.6%（同41.7%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で57.0%（同66.7%）、高校卒で54.4%（同58.3%）となっている。

## 2 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職、民間においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行ってきている。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、下表に示すとおり、特例条例による管理職に対する減額措置がないものとした場合の職員給与は民間給与を一人当たり平均221円(0.06%)上回り、当該減額措置がある状況においては、職員給与が民間給与を平均934円(0.25%)下回ることとなった。

### 職員給与と民間給与との較差

職 種	民間給与(A)	職員給与(B)	公 民 較 差	
			(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
行政職給料表関係	370,537円	370,758円	△221円	△0.06%
		369,603円	934円	0.25%

(注) 1 民間給与は、所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額である。  
 2 職員給与には、給料(給料の調整額を含む。)の他に、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び単身赴任手当(基礎額)を含む。  
 3 職員給与・公民較差欄の上段は、特例条例による管理職に対する減額前の職員給与に基づき算定したものであり、同欄の下段は、特例条例による管理職に対する減額後の職員給与に基づき算定したものである。

## 3 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の「平成31年地方公務員給与実態調査」の結果に基づき、本県の行政職給料表の適用者と国家公務員の行政職俸給表(一)の適用者の給料月額を学歴別、経験年数別に比較したラスパイレス指数は、平成31年4月1日現在で国家公務員を100としたときに本県職員は99.4で、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数は97.8となっており、両指数ともに国家公務員の水準を下回っている。

## 4 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、奈良市において昨年4月に比べ0.3%上昇(令和元年度平均では前年度比0.6%上昇)している。また、本委員会が同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における奈良市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費

は、それぞれ189,180円、211,480円及び233,780円となっている。

(職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月22日)説明資料 Ⅲ生計費・労働経済関係資料 第1表及び第2表 参照)

## 5 月例給に関する人事院の報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告を行った。本年の月例給については、官民給与の較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないとしている。

### 1 民間給与との比較

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 △164円 △0.04%

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 6 月例給の改定方針

前記2のとおり、特例条例による管理職に対する減額措置がないものとした場合における本年の公民較差は△221円(△0.06%)であり、職員給与が民間給与をわずかに上回る結果となったものの、給与水準は概ね均衡していることから、給料表及び諸手当については、改定を行わないこととする。